

※ 書面による回答(今後必要に応じてヒアリングを実施)

論点に対する回答②

|   |  |
|---|--|
| 重点分野  | 営業の許可・認可に係る手続  |
| 省庁名   | 経済産業省  |
| 論点  | <p>7. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</p> <p>⑰ 前回の審議（平成30年1月18日）では、中小企業を含む事業者が適切に用途情報を申し出ることができるようにするための方策として、「売買契約書などに用途を付記する」又は「主語の部分は黒塗りを認める」といった例をご説明いただいたが、事業者のニーズを踏まえ、実際にどのような方策を実施することとした、あるいは、実施する予定なのか。</p> |
| <p><b>【回答】</b></p> <p>⑰ 検討の結果、用途を一般化した分類表を作成し、当該分類番号を記載することとした。また、用途の証明にあたっては、①用途証明書の宛先、②新規化学物質の名称、用途番号、③使用者についての情報が明記されていれば、通常の商行為で用いられている売買契約書や安全データシート（SDS）を用途証明書類として使用可能として、既に運用を開始している。さらに、商社を介して売買を行っており、商社が申出事業者に使用者の情報を秘匿したい場合には、使用者情報を黒塗りとすることも可能としている。</p> <p>このような取組により、申出事業者に過度な負担をかけることなく、必要な用途情報の取得を可能としているところ。</p> |  |

|  |   |
|--|---|
| 重点分野   | 営業の許可・認可に係る手続   |
| 省庁名  | 経済産業省   |
| 論点   | <p>8. アルコール事業法</p> <p>⑱ 前回の審議（平成 30 年 1 月 18 日）では、「電子媒体の提出は、省令で定められた押印のある正規の書類の提出を前提に…協力ベースで提出いただいているもの。したがって電子メールでの提出をもって報告とみなすことは直ちには困難」とされていたが、今般の改訂基本計画では「政府横断的な取組の中で、アルコール事業法の各種手続き書類における押印の省略について必要な措置を講じる」とされている。現在審議中のデジタル手続法案によれば、主務省令の定めるところにより、他の法令の規定に関わらず、電子的に申請が行うことができることとされているところであり、アルコール事業法の各種手続については、ID/パスワードによる電子申請により完結する方向で検討いただいていると理解してよいか。</p> <p>⑲ 基本計画では、販売事業者の業務の報告に係る「報告書作成支援ソフト」について、「更なる高機能化を目指した改修」を行うとされているが、具体的にどのような改修を行ったのか。これにより、報告書作成時間はどの程度削減されることになるのか。</p> |
| 【回答】   |   |
| <p>⑱ アルコール事業法の各種手続については、ID/パスワードによる電子申請の実現に向け検討しているところ。なお、実現にあたっては、法人共通認証基盤を活用するなど、ユーザーにとって使い勝手の良いものになるよう努める。</p> <p>⑲ 「報告書作成支援ソフト」については、報告書作成時間の削減及び記載内容の誤記入防止のため、1) 手入力からプルダウン選択式への変更、2) 事業者情報の検索機能を追加し、手入力から自動入力へ変更、3) 誤記入時のエラーメッセージをオンタイム表示へ変更、4) 一括取込機能や画面上の記載例を追加等の改修を行った。</p> <p>なお、削減効果については、今年度のコスト計測（8～9月頃）にて、実際に使用いただいた許可事業者へのヒアリングにより確認する。</p> |   |

|   |   |
|---|---|
| 重点分野  | 営業の許可・認可に係る手続   |
| 省庁名   | 経済産業省   |
| 論点  | <p>9. 種の保存法</p> <p>⑳ 基本計画では、「平成30年6月1日に改正種の保存法が施行され、特別国際種事業の登録窓口が自然環境研究センターに一元化されたことにより、提出書類の一部が削減された」とのことだが、具体的にどのように削減されたのか。また、基本計画では、「引き続き更なる申請手続きコスト削減に向け、共管官庁である環境省や自然環境研究センターと共に検討していく」とのことだが、具体的にどのような方策を講じる予定であるのか。</p> |
| <p><b>【回答】</b></p> <p>⑳ 種の保存法の主管官庁は環境省であるものの、これまでの届出窓口は、経済産業省本省や各地方経産局が行っていたところ。提出された書類は両省で保管する必要があったことから、申請者は提出書類を2部用意しなければならなかったが、法改正以降は事業登録機関に指定された自然環境研究センターが窓口となることで、提出書類は1部となった。</p> <p>特別国際種事業者の新規登録申請に関しては、国際的にも強く要請されている象牙の適正な取引を厳格に運用していくことを目的としている。これの更なる簡素化は国際的な要請に対し相反する可能性もあり困難と考える。</p> <p>一方で、廃止届や変更届に関しては、手続きコスト削減の可能性について、関係者で検討していきたい。</p> |   |

|      |   |
|------|---|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続   |
| 省庁名  | 経済産業省   |
| 論点   | <p>10. 計量法</p> <p>⑳ 基本計画では、「変成器付電気計器検査」(180,651件/年)及び「変成器の添付に代わる書面の提出」(84,376件/年)について、「事業者の使い勝手の改善等についてヒアリングを実施し、その結果等を踏まえ削減方策等を検討し、電子化を推進する」とし、「平成29年度中に検討し、結論を得て、平成30年度より検討内容を踏まえ実施する」とのことだが、これまで及び今後の取組内容について、スケジュールも含め、具体的にご教示ください。</p> |

**【回答】**

- ⑳ 当該手続きの申請者のうち大口の事業者は12社存在し、平成28年度の申請件数実績においては、当該12社の申請が全体の約9割を占めている。そのうち6社は既に電子申請を実施しており、残りの6社については紙での申請を実施していた。当該業務の検定検査機関である日本電気計器検定所においては、紙で申請を行っている6社に対し、平成29年4月～平成30年3月までの間、各支社・事業所により申請者に対して定期的な業務打合せの中で電子申請移行への働きかけ及び本社の担当者が申請者に直接説明に伺うといった電子申請利用の啓蒙活動を行い、利用の障害となる課題について特に重点的にヒアリングを実施した。

その結果、書面申請を継続する理由や電子申請への移行が難しい点として、本件は検査に係る申請手続きであり、電気計器あるいは変成器の現物を検定に持ち込む必要があることから電子申請に移行したとしてもコストメリットがあまり生じないことに加え、既に書面申請に対応したシステムを申請者側が保有しており、電子申請システムへの移行にコスト(数千万円程度)や手間がかかることから、当面の間電子申請への移行の予定はない旨の回答が1社からあった。一方で、他の5社については、日本電気計器検定所と申請者の間で工夫をすることで電子申請への移行も期待できると判断されたことから、当該5社に対して重点的に対応することとし、平成29年度から電子申請に向けた調整を開始した。

これを受けて、平成29年度中に2社、平成30年度中に1社において、電子申請が開始された。

また、1社については、日本電気計器検定所の職員が直接訪問して、課題の解決に向けたアプローチを実施し、申請者の業務システムを変更する

ことなく電子申請に対応できる方法の調整を開始した。これにより、早ければ平成 31 年度中に電子申請に移行することが期待される。

更に、残り 1 社については、同社で所有する既存業務システムのデータから、電子申請用のデータを自動生成し、電子申請を行うための方法の検討を既に開始しており、この目途が立ち次第、電子申請が行われる見込みとなっている。